

公 示 送 達 書

公告第 44 号

公 告

下記の者に係る令和7年度軽自動車税納税通知書の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため地方税法第20条の2の規定により公示送達します。なお、この書類は町長が保管しておりますから、該当者は交付の請求をして下さい。

令和7年 6月 4日

一宮町長 馬淵 昌也



記

住 所	氏 名	備 考
長生村七井土1559番地6	長尾 将之	一宮町 わ 113
茂原市東郷1020-7 ブルーハイツ東郷2B	樋口 翼	袖ヶ浦 581 い 292
この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、上記の書類の送達があったものとみなされます。		